

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について



作成日

2020年8月5日

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

マルシェ株式会社

フランチャイズ契約のご案内

マルシェ株式会社

本 社 〒545-0021 住所 大阪市阿倍野区阪南町 2-20-14
T E L (06) 6624-8100 F A X (06) 6624-8101

関西 F C 事業部 〒545-0021 住所 大阪市阿倍野区阪南町 2-20-14
T E L (06) 6624-8162 F A X (06) 6624-8167

商品営業部 〒545-0021 住所 大阪市阿倍野区阪南町 2-20-14
T E L (06) 6624-8114 F A X (06) 6624-8115

東日本事業部 〒451-0051 住所 名古屋市西区則武新町 4-3-12 NRS さくまビル 7 階
T E L (052) 589-9020 F A X (052) 589-9021

西日本事業部 〒700-0975 住所 岡山市北区今 4-9-105
T E L (086) 242-2150 F A X (086) 244-3226

U R L <https://www.marche.co.jp>

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下「小売法」という）及び中小小売商業振興法規則（以下「施行規則」という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下「フランチャイズガイドライン」という）当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断して下さい。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせ下さい。

また、フランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせ下さい。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
TEL (03) 5777-8701

この案内は、2020年8月5日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお、加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

GOTTO酒場への加盟を希望される方へ

フランチャイズ契約を締結する前に

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「GOTTO酒場」の名のもとに居酒屋事業のフランチャイズシステムを展開しております。当チェーンの店舗は、居酒屋事業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システムなどで、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。これを実現するため、GOTTO酒場チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からGOTTO酒場とは異なる独自の経営手法を重視され、GOTTO酒場のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、GOTTO酒場への加盟をお勧めできません。

当社のGOTTO酒場チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物件、データ管理など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことがGOTTO酒場店舗の経営成功の鍵なのです。

GOTTO酒場店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあるといえます。

以上の主旨にご賛同いただける方は、次のページへお進みください。

目 次	
項 目	頁 数
フランチャイズ契約のご案内	1～2
GOTTO酒場への加盟を希望される方へ	3
第Ⅰ部 マルシェ株式会社とGOTTO酒場フランチャイズシステムについて	5
1. わが社の経営理念	
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6～7
3. 会社組織図	8
4. 役員一覧	9
5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	10～15
6. 売上・出店状況（直近3事業年度の売上高・加盟店数の推移）	16
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	17
8. 訴訟件数	17
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	18
1. 契約の名称等	
2. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法 ②性質 ③お支払いいただく時期 ④お支払いいただく方法 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	18
3. オープンアカウント等の送金	18
4. オープンアカウント等の与信利率	18
5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 ②商品等の供給条件 ③配送日・時間・回数に関する事項 ④仕入先の推奨制度 ⑤商品の発注方法 ⑥売買代金の決済方法 ⑦返品 ⑧在庫管理等 ⑨販売方法 ⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について ⑫商品以外で店舗において必要な備品	18～19
6. 経営の指導に関する事項	19～20
7. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	20～21
8. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 ①契約期間 ②契約の更新の要件及び手続き ③契約解除の条件及び手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	21～22
9. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法 ②金銭の性質 ③支払い時期及び方法	22～23
10. 店舗の営業時間・営業日・休業日	23
11. テリトリー権の有無	24
12. 競業禁止義務の有無	24
13. 守秘義務の有無	24
14. 店舗の構造と内外装についての特別義務	25
15. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	25
16. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	25

第 I 部 マルシェ株式会社とGOTTO酒場フランチャイズシステムについて

1. わが社の経営理念

経営理念：「心の診療所」を創造する

当社は「心の診療所」の創造を通してお客様同志の健全なコミュニケーションを促進し人間社会の絆を深めることにより地域社会・世界の人々の調和に貢献する。

当社は、昭和45年に大阪市内で、谷垣忠成（当社の創業者で現創業者顧問）が「谷垣酒店」として独立開業したのがはじまりで、その後併設の立ち飲み酒場を本格的居酒屋として分離独立させ「丸忠販売所」、「丸忠酔虎伝」として発展させたのが今日のグループの基礎となっております。

「心の診療所を創造する」というのが当社の経営理念ですが、この考え方のルーツは、谷垣庄太郎（創業者の父親）が、昭和30年初頭に上阪し、後に大阪の飛田で営業をしていた立ち飲み酒場に来られるお客様で若くしてその日暮らしをしていた青年たちを叱咤激励し、貯蓄させ、社会復帰させることができたことから、「居酒屋はお客様同士が会話を通して心を癒す場所であると同時に、その経営者はお客様の心を癒すことのできる医者たりえる」と気付いたことに遡ります。

私達は、今後も居酒屋は「心の診療所」であり、現代社会や生活からもたらされる様々なストレスから解放され、飲食を楽しみ、スタッフのサービスを通じて、会話をはずませ、元気になっていただく場所であると信じています。

私達の使命：当社は「心の診療所」の創造を通してお客様同志の健全なコミュニケーションを促進し人間社会の絆を深めることにより地域社会・世界の人々の調和に貢献します。

マルシェ精神：チャレンジ・オリジナリティー・ヒューマニティー

行動指針：活気・・・“情熱の心”で、清潔・迅速・イキイキ・ハキハキへの挑戦
味・・・“創意工夫の心”で、自己育成・品質・味の追求
真心・・・“感謝の心”で、気づかい・心配り・思いやりの実践

2. 本部の概要

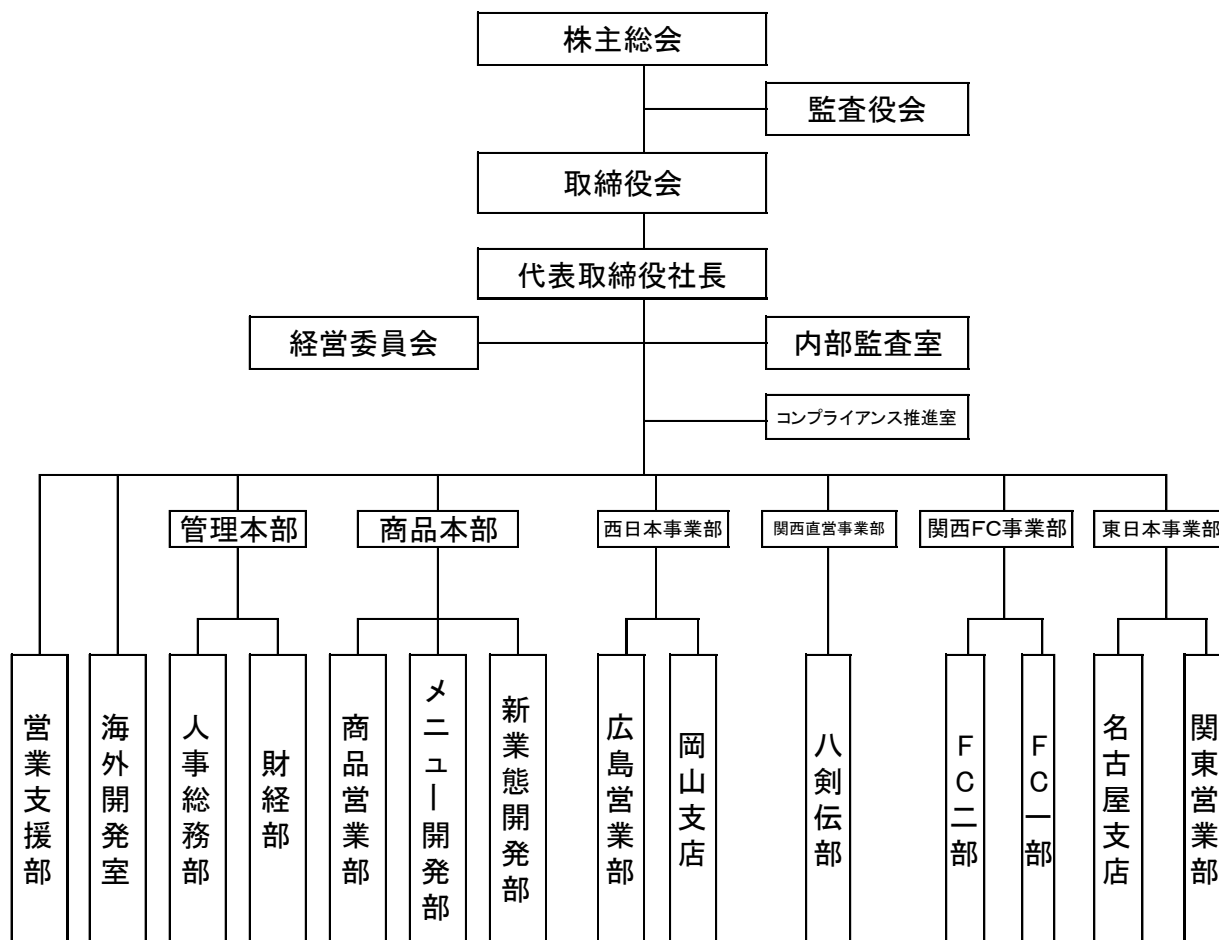
2020年6月30日現在

- (1) 社名 マルシェ株式会社
- (2) 所在地 〒545-0021
大阪府大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号
TEL (06)6624-8100
FAX (06)6624-8101
- (3) 資本金 15億1,053万円
- (4) 設立 昭和47年9月(旧丸忠販売(株))
- (5) 事業内容 居酒屋のフランチャイズ事業及び店舗経営等
- (6) 他にしている事業の種類
なし
- (7) 事業の開始 直営店 平成29年10月
フランチャイズ店
- (8) 主要株主 チムニー(株) アサヒビール(株) 麒麟麦酒(株)
- (9) 主要取引銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行
- (10) 従業員数 234名(正社員数)
- (11) 所属団体 (一社)日本フランチャイズチェーン協会
(一社)日本フードサービス協会
(一社)大阪外食産業協会

沿 革	
昭和47年 5月	大阪市城東区中本498-34にて、丸忠興業株式会社を設立 酔虎伝直営1号店を関西地区に開店
昭和47年 9月	丸忠販売株式会社設立（酒類小売部門）
昭和50年 2月	代表取締役社長 谷垣忠成 就任
昭和51年 3月	仕入部を分離、丸忠食品株式会社を設立
昭和52年 5月	酔虎伝フランチャイズ1号店を関西地区に開店
昭和53年 1月	社名を株式会社丸忠酔虎伝に変更、同時に本社所在地を東大阪市高井田西 5-24に移転
昭和57年 8月	社団法人「日本フランチャイズチェーン協会」正会員登録
昭和59年 7月	八剣伝直営1号店を関西地区に開店
昭和59年 9月	関東地区酔虎伝1号店を開店
昭和59年10月	株式会社丸忠酔虎伝東京本部を設立
昭和59年11月	八剣伝フランチャイズ1号店を関西地区に開店
昭和60年11月	中部地区酔虎伝直営1号店を開店
昭和62年 5月	本社所在地を大阪市阿倍野区阪南町2-20-14に移転
昭和62年 7月	中国・四国地区酔虎伝直営1号店を開店
昭和63年 4月	CI導入に伴い、社名をマルシェ株式会社に変更
平成 元年 7月	北陸地区酔虎伝直営1号店を開店
平成 3年10月	マルシェ株式会社、丸忠販売株式会社、丸忠食品株式会社、東京マルシェ 株式会社の4社合併
平成 4年10月	酒類小売店リカーハウスを開店
平成 5年 2月	北海道地区八剣伝直営1号店を開店
平成 5年11月	九州地区八剣伝直営1号店を開店
平成 8年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成11年 7月	茨木物流センター開設
平成11年12月	東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第二部上場
平成12年 4月	代表取締役社長 谷垣雅之 就任
平成12年 8月	居心伝直営1号店を関西地区に開店
平成12年 9月	あびこ研修センターを大阪市住吉区に開設（現在閉鎖）
平成13年 3月	居心伝フランチャイズ1号店を関西地区に開店
平成15年11月	樂待庵を関西地区に開店
平成16年 2月	串まん直営1号店を関西地区に開店
平成16年 8月	八右衛門直営1号店を九州地区に開店
平成17年 9月	八縁直営1号店を関東地区に開店
平成18年 9月	東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部上場
平成21年11月	外食チェーンとして初の試みとなる「CO2表示メニュー」を発表
平成26年 4月	播州ダイニングGOTTOを関西地区に開店
平成26年 6月	代表取締役社長 加藤洋嗣 就任
平成26年11月	焼鳥おまっとうを関西地区に開店
平成28年 9月	串焼酒場心八剣伝を関西地区に開店
平成29年 8月	焼そばセンターを関西地区に開店
平成29年10月	GOTTO酒場を関西地区に開店
平成30年 3月	餃子食堂マルケンを関西地区に開店

3. 会社組織図

2020年8月1日現在



4. 役員一覧

2020年6月30日現在

代表取締役社長	加藤	洋嗣
取締役	熨斗	和之
社外取締役	持永	政人
社外取締役	山内	英靖
常勤監査役	津呂	祐次
社外監査役	田浦	清
社外監査役	岩田	潤
執行役員	藤原	徹二

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

10～15頁参照

第48期 貸借対照表
(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,174,997	流動負債	1,118,188
現金及び預金	1,622,948	買掛金	445,155
売掛金	317,655	未払金	346,161
商品及び製品	13,361	未払費用	6,471
原材料及び貯蔵品	39,805	未払法人税等	39,411
前払費用	82,377	前受金	2,330
その他	102,106	預り金	62,547
貸倒引当金	△3,258	前受収益	43,186
固定資産	2,038,982	賞与引当金	43,981
有形固定資産	1,065,310	株主優待引当金	34,963
建物	767,847	資産除去債務	16,430
構築物	21,367	その他	77,547
工具、器具及び備品	77,290	固定負債	628,044
土地	198,805	繰延税金負債	11,530
無形固定資産	104,413	資産除去債務	189,657
投資その他の資産	869,259	長期預り保証金	342,250
投資有価証券	8,616	その他	84,605
出資金	40		
長期貸付金	14,858	負債合計	1,746,232
破産更生債権等	10,037	純資産の部	
長期前払費用	21,906	株主資本	2,466,812
差入保証金	818,277	資本金	1,510,530
その他	22,205	資本剰余金	1,619,390
貸倒引当金	△ 26,683	資本準備金	816,726
		その他資本剰余金	802,663
		利益剰余金	△209,788
		その他利益剰余金	△209,788
		繰越利益剰余金	△209,788
		自己株式	△453,319
		評価・換算差額等	935
		その他有価証券評価差額金	935
		純資産合計	2,467,748
資産合計	4,213,980	負債・純資産合計	4,213,980

第48期 損益計算書
(2018年4月1日～2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,362,067
売上原価		3,228,331
売上総利益		5,133,735
販売費及び一般管理費		5,246,181
営業損失		△112,445
営業外収益		
受取利息	953	
受取配当金	494	
受取家賃	18,761	
解約返戻金	4,510	
その他	11,605	36,324
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	3,774	
営業支援金	7,976	
その他	1,296	13,047
経常損失		△89,169
特別利益		
固定資産売却益	4,090	
受取補償金	92,813	96,903
特別損失		
固定資産除却損	16,812	
固定資産売却損	0	
減損損失	310,553	
賃貸借契約解約損	6,879	334,245
税引前当期純損失		△326,510
法人税、住民税及び事業税	39,665	
法人税等調整額	△4,761	34,904
当期純損失		△361,414

第47期 貸借対照表
(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,884,000	流動負債	1,564,360
現金及び預金	2,269,093	買掛金	770,113
売掛金	423,123	未払金	447,954
商品及び製品	13,628	未払費用	10,217
原材料及び貯蔵品	36,925	未払法人税等	68,185
前払費用	75,021	前受金	4,708
その他	66,228	預り金	66,430
貸倒引当金	△20	前受収益	42,066
固定資産	2,264,490	賞与引当金	69,007
有形固定資産	1,277,956	株主優待引当金	30,059
建物	944,564	資産除去債務	1,387
構築物	22,610	その他	54,228
工具、器具及び備品	84,380	固定負債	672,130
土地	198,805	繰延税金負債	17,417
建設仮勘定	27,596	資産除去債務	195,164
無形固定資産	87,986	長期預り保証金	368,640
投資その他の資産	898,546	その他	90,908
投資有価証券	12,295		
出資金	41	負債合計	2,236,491
長期貸付金	21,178	純資産の部	
破産更生債権等	9,094	株主資本	2,908,511
長期前払費用	12,079	資本金	1,510,530
差入保証金	851,711	資本剰余金	1,619,390
その他	16,829	資本準備金	816,726
貸倒引当金	△24,683	その他資本剰余金	802,663
		利益剰余金	231,910
		その他利益剰余金	231,910
		繰越利益剰余金	231,910
		自己株式	△453,319
		評価・換算差額等	3,488
		その他有価証券評価差額金	3,488
		純資産合計	2,911,999
資産合計	5,148,491	負債・純資産合計	5,148,491

第47期 損益計算書
(2018年4月1日～2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,587,117
売上原価		3,423,031
売上総利益		5,164,085
販売費及び一般管理費		5,092,074
営業利益		72,011
営業外収益		
受取利息	1,500	
受取配当金	464	
受取家賃	18,766	
解約返戻金	8,555	
その他	18,232	47,520
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	3,236	
その他	700	3,936
経常利益		115,594
特別利益		
固定資産売却益	407	
受取補償金	35,545	35,952
特別損失		
固定資産除却損	2,394	
固定資産売却損	15,689	
減損損失	31,358	
賃貸借契約解約損	1,440	50,881
税引前当期純利益		100,665
法人税、住民税及び事業税	44,944	
法人税等調整額	3,493	48,438
当期純利益		52,227

第46期 貸借対照表
(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,128,238	流動負債	1,541,298
現金及び預金	2,420,366	買掛金	792,376
売掛金	503,106	未払金	422,830
商品	16,107	未払費用	9,908
店舗食材	30,437	未払法人税等	52,677
貯蔵品	6,561	前受金	4,462
前払費用	73,654	預り金	66,785
その他	78,346	前受収益	37,587
貸倒引当金	△340	賞与引当金	70,260
固定資産	2,022,305	株主優待引当金	31,566
有形固定資産	1,060,437	資産除去債務	1,370
建物	767,803	その他	51,472
構築物	23,931	固定負債	667,479
工具、器具及び備品	69,601	繰延税金負債	14,649
土地	198,805	資産除去債務	177,395
建設仮勘定	296	長期預り保証金	386,508
無形固定資産	81,604	その他	88,925
ソフトウェア	8,260		
その他	73,343	負債合計	2,208,777
投資その他の資産	880,263	純資産の部	
投資有価証券	14,667	株主資本	2,936,632
出資金	41	資本金	1,510,530
長期貸付金	25,785	資本剰余金	1,619,390
破産更生債権等	7,741	資本準備金	816,726
長期前払費用	6,254	その他資本剰余金	802,663
差入保証金	827,662	利益剰余金	259,968
その他	20,233	その他利益剰余金	259,968
貸倒引当金	△22,122	繰越利益剰余金	259,968
		自己株式	△453,255
		評価・換算差額等	5,134
		その他有価証券評価差額金	5,134
		純資産合計	2,941,767
資産合計	5,150,544	負債・純資産合計	5,150,544

第46期 損益計算書
(2017年4月1日～2018年3月31日まで)

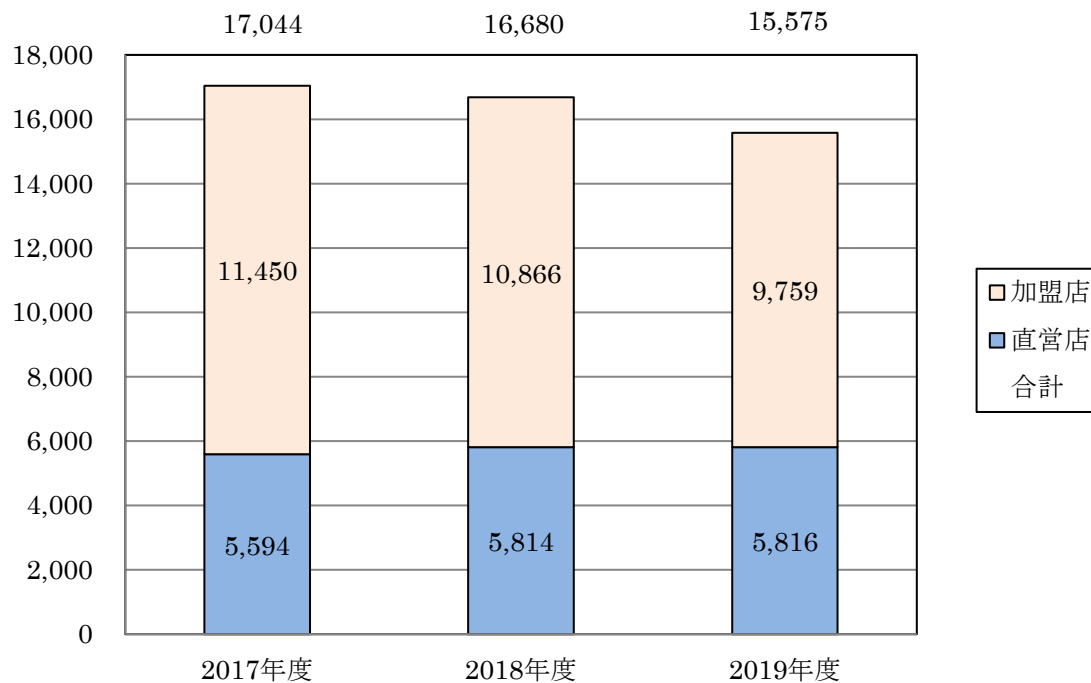
(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,540,787
売上原価		3,546,403
売上総利益		4,994,384
販売費及び一般管理費		4,906,982
営業利益		87,401
営業外収益		
受取利息	1,738	
受取配当金	394	
受取家賃	19,433	
解約返戻金	2,947	
その他	14,867	39,381
営業外費用		
支払手数料	403	
その他	887	1,290
経常利益		125,492
特別利益		
固定資産売却益	836	836
特別損失		
固定資産除却損	1,361	
固定資産売却損	14,205	
減損損失	90,829	
賃貸借契約解約損	16,500	122,895
税引前当期純利益		3,433
法人税、住民税及び事業税	34,796	
法人税等調整額	5,872	40,668
当期純損失		△37,235

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

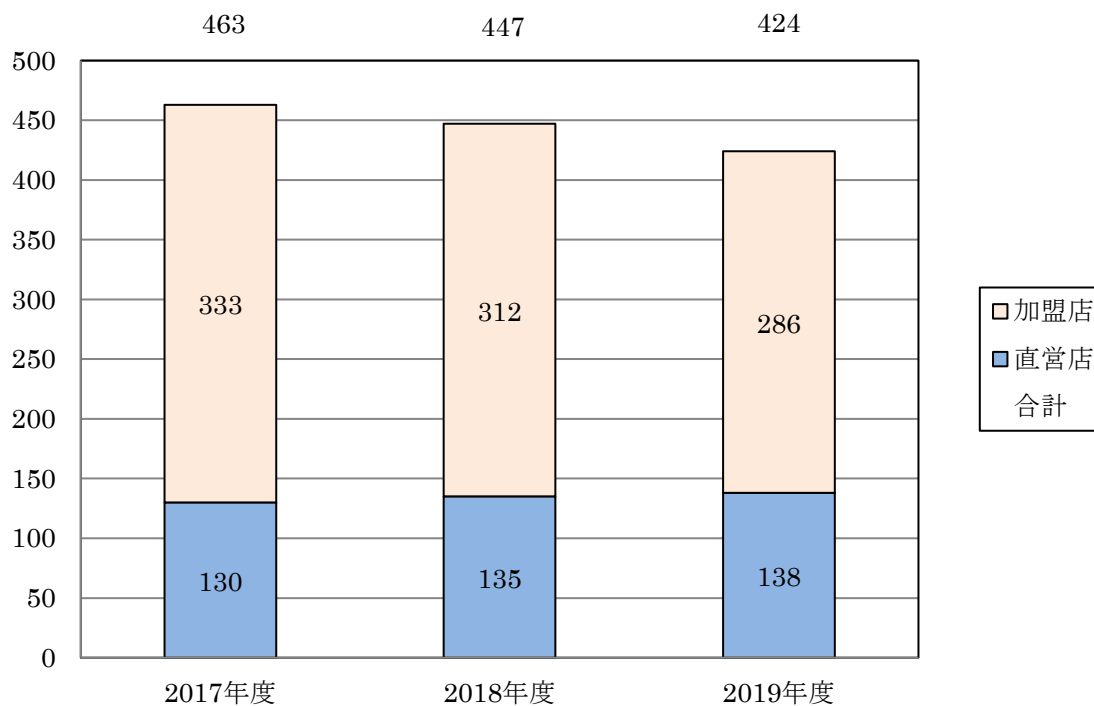
(1) 全店売上高推移

(単位：百万円)



(2) 店舗数推移

(単位：店)



7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2017年度	14店
2018年度	20店
2019年度	16店

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2017年度	39店
2018年度	35店
2019年度	34店

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2017年度	95店	5店
2018年度	76店	4店
2019年度	80店	2店

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2015年度	0	0
2016年度	0	0
2017年度	0	0
2018年度	0	0
2019年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

GOTTO酒場チェーンフランチャイズ契約

2. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

フランチャイズ契約締結時に、加盟金として金150万円（消費税別）（但し、加盟申込時に加盟申込金として金20万円をお支払いいただき、加盟申込金は加盟金の一部に充当されますので、フランチャイズ契約時には残額の加盟金）、加盟保証金として金60万円、新規ライセンス研修費として金20万円（消費税別）（1名増えるごとに金10万円を追加）をお支払いいただきます。指定の銀行口座へお振込ください。なお、加盟金はいかなる場合でも返却いたしません。加盟保証金は、フランチャイズ契約が終了し債権債務を清算した後、3ヶ月以内に残金を返却します。」

但し、「本部」及び指定業者に対する残債務の支払いを行わない場合、「本部」は加盟保証金から優先して残債務の支払いに充当することができる。

3. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウントは実施していません

4. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

店舗開店後、数年が経過し当該店舗の改装が必要となった場合、本部の推薦に基づき加盟者が金融機関との間でリニューアルローン契約を締結した場合、加盟者は本部に対し、保証料として、リニューアルローン契約に基づく金融機関への残元本債務の金額に対する年1%の割合による金員をお支払いいただきます。

5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

- ・主なメニューの加工品、タレ類から生鮮食品まで全ての食材一式
- ・酒類、清涼飲料水等飲み物一式
- ・その他GOTTO酒場チェーンに必要な全ての関係食品

②商品等の供給条件

本部機能の一部として全ての原材料及び副資材について厳格な規格、水準、仕様を制定し、「共栄サプライヤー機構」を組織しております。

この「共栄サプライヤー」とは、本部が開発し統合したメニュー商品に使用される食材、飲料等をチェーン店に配送、販売する本部及び本部が指定する関連業者の全てをいいます。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

店舗開店前までに、定期的に配送を行います

④ 仕入先の推奨制度

- ・加盟者はGOTTO酒場事業の統一水準を維持するため、原則として本部もしくは本部の指定する供給業者から原材料等を購入していただきます。
- ・加盟者が前項の供給業者以外から原材料等の購入を希望する場合、GOTTO酒場事業の統一性、水準、信用あるいは評価を低下させるものではなく、且つ本部の定める仕様、規格、標準に合致することを証明し本部の許可を得なければなりません。

⑤ 商品の発注方法

発注用の端末機により加盟者より本部もしくは各供給業者へ発注いただきます。

⑥ 売買代金の決済方法

毎月ごとに締め切り、本部もしくは各供給業者の指定する支払方法により支払っていただきます。但し、現金決済のみで手形は扱いません。

標準の支払期日は次の通りです。

<u>締切日</u>	<u>支払日</u>
月末日	翌月20日

⑦ 返品

原則、返品は受付いたしません。

⑧ 在庫管理等

加盟者で行っていただきます。

⑨ 販売方法

加盟者からの発注に基づき、本部もしくは各供給業者から店舗へ販売いたします。

⑩ 商品の販売価格について

GOTTO酒場事業の統一水準を維持するため、本部もしくは各供給業者の定める販売価格

⑪ 許認可を要する商品の販売について

該当ありません。

⑫ 商品以外で店舗において必要な備品

店舗に必要な設備・備品・システム機器等については、本部が指定、承認する物を購入又はレンタルをして設置・使用していただきます。

6. 経営の指導に関する事項

① 加盟に際しての研修等実施の有無

- ・加盟者又は本部が加盟者に準ずると認めた者及び店舗内における運営責任者に4日間の新規ライセンス研修を受講いただきます。
- ・新規ライセンス研修受講後、開店までに1名の人員に最低3週間の直営店舗での研修を受けていただきます。

②加盟に際し行われる研修の内容

- ・新規ライセンス研修（研修は次の内容について講義と実技指導により、本部が定める教育カリキュラムに沿って行います）

- | | |
|------------------------|-------------------|
| A. 当社の理念、沿革、現状、組織 | B. フランチャイズチェーンの知識 |
| C. GOTTO酒場チェーンの契約とシステム | D. 商品知識 |
| E. 店舗運営方法 | F. 品質管理 |
| G. 商品、材料の取扱い管理 | H. 販売方法 |
| I. 接客サービス | J. 販売促進 |
| K. 店長業務 | L. 会計管理業務 |
| M. 労務管理 | N. その他 |
| O. 帳票作成実習 | P. 計算管理実習 |
| Q. 食品衛生・危機管理 | |

- ・店舗研修（研修は本部の指定する店舗で次の内容について実習訓練を行います）

- | | |
|-------------|-------------------|
| A. 調理実習 | B. 品質管理実習 |
| C. 接客サービス実習 | D. 設備、器具、メンテナンス実習 |

③加盟店に対する継続的な経営指導の方法

- ・加盟店から製造、販売、経営管理、その他の問題に対して相談を受けた際、経営指導を行います。ただし、別途費用が必要です。

7. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 該使用させる商標、商号その他の表示

- ・出願日—2020年3月4日
- ・出願番号—第2020-023542号
- ・登録種別—第43類



②当該表示の使用についての条件

- ・開業日より契約終了までの間、契約書に記載された特定の店舗において加盟店経営のためにのみ使用を許諾します。また、当社の定めるものについては、開業日より契約終了日までの間使用を義務づけます。
- ・「フランチャイジー」は「本部」あるいはその指定業者から供給を受ける物品以外の物品に「標章」を付そうとするときは、「本部」の書面による事前の承認を得なければならないものとします。

- ・「フランチャイジー」は、「標章」を付した自己の車両その他の物品（配布を目的とした宣伝広告等は除く）を第三者に譲渡、供与するときは、「フランチャイジー」の費用負担により「標章」を抹消しなければならないものとします。
- ・「フランチャイジー」及びその関係者は、「GOTTO酒場」の文句、文言はもとよりこれに類似し若しくは一般大衆が誤認、混同するおそれがある文句、文言を含む商号の登記、及び商標の登録をしてはならないものとし、万一このために違反した場合、「本部」の抹消請求に無条件に従うものとします。
- ・「フランチャイジー」は「標章」が有する社会経済的価値を保護、育成しこれらの「標章」を使用することにより生み出される利益を正当な使用権者以外の者が享受することを防止するため、第三者が「標章」若しくは類似の標章を用いている事実を発見したときは直ちに「本部」に連絡、報告するものとします。

8. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

①契約期間

フランチャイズ契約締結日より起算して5年間です。

②契約の更新の要件及び手続き

契約期間満了3ヶ月前までに、本部と加盟者の双方よりフランチャイズ契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合、更新の手続きをとります。その時、更新料として金20万円（消費税別）をお支払いいただきます。

但し、契約有効期間満了の6ヶ月前までに契約に基づく契約条項の検査、マニュアルに基づく運営内容の検査、店舗設備及び備品等の老朽化・陳腐化の検査を実施し、改善指示書を提出し、改善指示書の内容を契約期間満了の3ヶ月前までに履行なき場合は契約を更新しないものとします。

なお、更新後の契約期間は3年間です。（以後手続きは同じです）

③契約解除の条件及び手続き

- ・「フランチャイジー」が店舗の経営状況に関する「本部」への報告につき虚偽の報告を行った場合、「本部」は正確な店舗の経営状況を示す会計帳票及び証拠書類等を提出するよう催告し、「フランチャイジー」がこの催告に従わないときは本契約を解除することができるものとします。
- ・加盟者は契約の有効期間内に解約する場合、6ヶ月以上の予告期間を設け契約を終了することができます。又、本部に6ヶ月分のパッケージ料を支払うことにより、加盟者は即時解約をすることができます。
- ・本部は加盟者に次の行為があつて加盟者に妥当な改善期間を設けて、そのことの中止又は是正を求め、改善期間が終ってもその行為が改められない場合は、契約を解除します。
 - A. パッケージ料、納品代金、設備代金等の支払遅延
 - B. 契約書に定める義務違反

- ・以下の一つに該当する事態が発生した場合、本部は催告をしないで契約を解除することができます。
 - A. 支払責任のある手形、小切手が不渡りとなりもしくは支払を停止した場合
 - B. 仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分を受け又は破産手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算手続き開始、会社更生手続き開始等の手続きの申し立てがあった場合
 - C. 本部の事前承認なく、「GOTTO酒場」チェーンの名称、組織を利用して「GOTTO酒場」事業以外の他の事業活動をし又は本部もしくはチェーン店の事業の運営を妨害した場合
 - D. 自己の債権者のために総財産もしくは財産の重要な一部を譲渡し、あるいは譲渡担保に供した場合
 - E. 合併、会社分割、株主構成の変化、役員の変更等により、経営主体に実質的に変更を生じた場合
 - F. 死亡又は解散し、後見、保佐もしくは補助の開始の審判がされ、任意後見監督人が選任され、又は刑事上の罪により逮捕、起訴等がなされ又はこれに類似する事態が生じた場合
 - G. 加盟者が本部の承認なく店舗を1ヶ月以上営業しなかった場合
 - H. 標章の使用、本契約上の地位の無断譲渡・経営委託、機密漏洩の禁止、競業禁止等の規定につき違反をした場合
- ・暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明し、或は、これらの者を反復継続して出入りさせた場合等が判明した場合、本部は催告をしないで契約を解除することができます。

④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法、その他義務の内容等

- ・マニュアル等本部から貸与を受けた物一切を本部へ返していただきます。
- ・契約解除の原因となった行為によって、GOTTO酒場チェーンの信用を著しく傷つけた行為によって本部が被った損害の額について賠償を請求することがあります。
- ・契約の終了（契約満了、解除、解約）した加盟者は、以後1年間同一場所及び同一又は隣接都道府県でGOTTO酒場チェーンと類似又は、競合する事業を行ってはならないことになっています。
- ・契約の終了（契約満了、解除、解約）した加盟者は、直ちに本部から使用を許諾された標章等の使用を停止し、自らの費用で看板、構築物、その他の設備から一切の標章等を撤去、抹消していただきます。
- ・本契約が終了した場合、「フランチャイジー」は「本部」及びその指定業者に対する未払債務等の残債務を直ちに全額支払うものとします。

9. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

①お支払いいただく金銭の額又は算定方法

- A. GOTTO酒場フランチャイズシステムに定めるパッケージ料として
毎月金100,000円（消費税別）

- B. (消費税別)

内訳	金額
システム機器の保守料	4,500円
システム機器のデータ処理料金	2,000円
システム機器の通信費	3,500円
システム機器の使用料	2,500円

*機種・回線種別により金額が異なります。

*使用料の内訳はパソコン使用料・ウイルス対策費です。

- C. 共栄会費は地区及び契約店舗数により異なります。
D. 毎年1回の店舗衛生検査は、毎年異なります。

②金銭の性質

- A. パッケージ料
B. システム機器の保守料、データ処理料及び通信費
C. 研修会及び慶弔時の費用
D. 店舗衛生検査費用

③支払い時期及び方法

- A. 毎月20日に前月分を本部が指定する「金融機関預金口座振替」（自動引落とし）
で支払っていただきます。
B. 同上
C. 本部が共栄会に代わって共栄会費として、毎月20日に翌月分を本部が指定する
「金融機関預金口座振替」（自動引落とし）で支払っていただきます。
D. 年1回検査実施後、20日に本部が指定する「金融期間預金口座振替」（自動引
き落とし）で支払っていただきます。

10. 店舗の営業時間・営業日・休業日

「フランチャイジー」の営業時間、営業休日については「本部」が「チェーン」全体の統一性を維持するために下記の通り定めるものとしますが、地域の特性、「フランチャイジー」の雇用体制、その他やむを得ない理由がある場合、「本部」が事前の書面による承認を与えた場合に限り特定の営業時間、営業休日を持って営業することができるものとします。

- 営業休日－週1日以内
- 年末年始休日－12/31、1/1、1/2、1/3
- 営業時間－17時より23時迄

11. テリトリー権の有無

該当なし

12. 競業禁止義務の有無

- ①加盟者は本部の事前承認を得ずに契約期間中に他の場所でGOTTO酒場事業と同一又は類似した店舗を設置、運営（他チェーンへの加盟を含む）もしくはその他の外販行為を行ってはならないものとします。
- ②加盟者は契約終了（期間満了、解除、解約）の日より1年間、加盟者の店舗設置場所及び同一又は隣接都道府県において同業種の営業（他チェーンへの加盟を含む）をしてはならないものとします。
- ③加盟者は自らの実質的影響のもとに民法上の親族又は従業員等に、第1項及び第2項の行為を行わせてはならないものとします。
- ④加盟者は契約期間中及び契約終了後1年間、同業種を営む法人の役員、実質的影響力をもつ株主もしくは債権者となることはできないものとします。

13. 守秘義務の有無

加盟者は運営ノウハウ等を第三者へ漏洩してはならないものとします。

14. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ①GOTTO酒場チェーンの店舗イメージ統一のため、店舗の構造、内外装、設備、器具備品は、標準店舗内外装仕様に従って工事又は設置していただきます。よって、店舗設計、施工及び管理は、本部及び本部が指定する業者が担当いたします。開業後の改築に関しても同様です。

②「フランチャイジー」が店舗の増改築、内装工事を行う場合、「本部」に当該建築設計図等を提出し「本部」の書面による事前の許可を得て行うものとします。

③「本部」は「フランチャイジー」が購入した設備、備品、造作物等の経時的変化による影響を調査するためいつでも検査することができるものとし、「本部」が不相当であると判断した場合は、「フランチャイジー」は当該物品の使用をとりやめ所要の是正措置を講ずるものとします。

15. 契約違反した場合の違約金、その他の義務に関する事項等

①加盟者が契約違反により本部及びその指定業者に損害を与えた場合、加盟者は損害賠償の責任を負い、当該損害額を支払うものとします。

②前項の損害賠償の請求権以外に加盟者が契約違反をした場合、本部に対し次の各号に定める罰則金を支払うものとします。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ・分派行動にあたる時 | パッケージ料の60ヶ月分 |
| ・競業禁止違反にあたる時 | パッケージ料の60ヶ月分 |
| ・本部の書面による承認なく加盟者以外の者に営業させた時 | パッケージ料の60ヶ月分 |
| ・機密漏洩にあたる時 | パッケージ料の30ヶ月分 |
| ・運営方法違反にあたる時 | パッケージ料の30ヶ月分 |
| ・信用等の供与の禁止違反にあたる時 | パッケージ料の30ヶ月分 |
| ・標章の使用違反にあたる時 | パッケージ料の30ヶ月分 |
| ・運営条項違反にあたる時 | パッケージ料の12ヶ月分 |
| ・本部の指導員を引き抜いて雇用した時 | パッケージ料の6ヶ月分 |
| ・通達の遵守違反が度重なる時 | パッケージ料の6ヶ月分 |

③「フランチャイジー」のパッケージ料及び原材料等の取引代金決済支払期日に遅れた場合、「本部」は指定商品及びそのたの供給品の出荷を停止又は営業の停止その他の措置を命ずることができるものとし、当該「フランチャイジー」は支払うべき金額に対し年14パーセントの割合により遅延損害金を支払うものとします

④「本部」は「フランチャイジー」の扱い品目に対して必要な検査を行い、「本部」の品質基準を満たさない等の理由により販売不可と判断したときは、いつでもその提供、販売の中止を命ずることができるものとします。

16. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度はありません

20 年 月 日

説 明 者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説 明 者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について

説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者 _____ 印

